

見 解 書

新海面処分場建設事業

平成6年4月

東 京 都

1 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称

事業の名称：新海面処分場建設事業

事業の種類：埋立て

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、廃棄物等の最終処分場を確保するため、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域に新たな海面処分場を整備するものである。

事業の概要は、表-1.3.1 に示すとおりである。

表-1.3.1 事業の概要

名 称		新海面処分場（仮称）																		
位 置		中央防波堤外側廃棄物処理場南側水域																		
規 模	埋 立 面 積	約480ha																		
	埋 立 処 分 量	約12,037万㎡ <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>一般廃棄物</td> <td>3,466万㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上水スラッジ</td> <td>96万㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>下水スラッジ</td> <td>725万㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>しゅんせつ土</td> <td>4,560万㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>産業廃棄物</td> <td>290万㎡</td> </tr> <tr> <td></td> <td>建設残土</td> <td>2,900万㎡</td> </tr> </table>	{	一般廃棄物	3,466万㎡		上水スラッジ	96万㎡		下水スラッジ	725万㎡		しゅんせつ土	4,560万㎡		産業廃棄物	290万㎡		建設残土	2,900万㎡
	{	一般廃棄物	3,466万㎡																	
	上水スラッジ	96万㎡																		
	下水スラッジ	725万㎡																		
	しゅんせつ土	4,560万㎡																		
	産業廃棄物	290万㎡																		
	建設残土	2,900万㎡																		
護 岸 延 長	約13,884m <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; border: none;"> <tr> <td style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">{</td> <td>外周護岸</td> <td>6,498m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>中仕切護岸</td> <td>7,386m</td> </tr> </table>	{	外周護岸	6,498m		中仕切護岸	7,386m													
{	外周護岸	6,498m																		
	中仕切護岸	7,386m																		
工 事 期 間		護岸建設工事：平成7～17年度 廃棄物等の埋立処分：平成8～22年度																		

1-4 評価書案について提出された主な意見と事業者の見解

評価書案について、都民からの意見書13通及び関係区長として江東区、大田区の各区長から意見が提出された。また、公聴会においては15名の公述人より意見が述べられた。

これらの主な意見とそれらに対する事業者の見解の概略は、表-1.4.1 に示すとおりである。

表-1.4.1 主な意見と事業者の見解

主な意見の要旨
<p>(1)大気汚染</p> <p>1) 大気汚染測定局でも毎年環境基準を大幅に超えている。新たな発生源によって大気汚染が悪化する。</p>
<p>(2)大気汚染・騒音・振動</p> <p>1) 本評価書案における大気汚染、騒音、振動の予測地点の選定は不親切であり、再度現況調査と予測評価をやり直す必要がある。</p>
<p>2) 臨海部開発と複合的な大気汚染を残さず計算した上で環境予測を出して欲しい。</p> <p>3) 周辺の事業を網羅した広域的で総合的なアセスメントの実施を求める。</p> <p>4) ごみ搬入車による大気汚染の予測だけを行っても意味がなく、東京港臨海道路・第二湾岸道路の交通量を合わせた大気汚染の予測が必要である。</p> <p>5) 臨海副都心ができたときの車の数が全く盛られていない。</p> <p>6) 臨海部開発における通過交通の増加が懸念され、交通渋滞や騒音公害、大気への汚染など環境への影響が心配される。</p> <p>7) 新海面処分場の稼働期間は15年という長い期間であり、新海面処分場、清掃工場、台船式清掃工場等を往復する清掃車の通過交通が現況の環境をさらに悪化させるのではないか。</p>

見 解 の 概 要

(1)大気汚染

- 1) 搬入車両の削減を図るため、廃棄物等の搬入ルートについては、現在の青海ルートに加え、新たに建設される東京港臨海道路を利用した城南島・新木場ルートにより、搬入車両の分散化を図ります。また、一般廃棄物の一部については、中継所の整備を図り車両の削減に努めます。

(2)大気汚染・騒音・振動

- 1) 新海面処分場に廃棄物等を搬入する搬入車両の走行ルートは、最終的に城南島、青海、新木場の3ルートに集約されることから、そのルート上に予測地点を設定し、大気汚染、騒音、振動について予測したものです。

2)～7) 本評価書案は、東京都環境影響評価条例に基づいて、本事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価しました。その際、「臨海副都心」、「豊洲・晴海地区再開発計画」、「臨海部幹線道路計画」等の周辺地域の開発及び将来交通量については、大気質のバックグラウンド濃度及び一般交通による騒音レベルの設定の予測条件として考慮しています。

なお、本事業区域周辺の大気への影響を低減するためには、臨海部に係る多くの事業者の努力の集積が必要と考えており、本事業においても、搬入車両については最新規制適合車の利用促進や低公害車の導入を図ります。

主な意見の要旨

(3)悪臭、

- 1) 悪臭について、このアセスでは中防の内側くらいまで影響ありとしています。どういう形でこういう決断をしたのかははっきり示して欲しい。

(4)騒音

- 1) 大田区では他区より騒音苦情が多い。これ以上ごみ運搬車による騒音によって生活環境が乱されることは避けるべきである。

(5)水質汚濁

- 1) 埋立てに伴う影響だけでも、海水の浄化能力は減退し、海流や生態系を大きく狂わしている。

- 2) 浸出水処理施設の規模・場所及び豪雨時の対策について、更に詳しく説明すること。

また、工事区域内の道路事故等による油の流出及び雨水による道路の汚れの流出防止については一層の対策をすること。

見 解 の 概 要

(3)悪臭

- 1) 悪臭物質は、大気汚染と同様に拡散するものと考えられるため、拡散計算により予測を行いました。その結果、臭気濃度10（やっと感知できるにのほ程度に相当）の範囲は、事業区域の周辺のごく一部に限られると予測しました。

(4)騒音

- 1) 搬入車両の走行による騒音の予測については、走行台数が最も多くなる時期について行い、搬入車両が走行した場合の騒音レベルの増加分は0～1dB(A)程度と予測しています。
なお、廃棄物等の搬入車両については、沿道環境への影響に配慮して、一般廃棄物の一部については、中継所の整備を図り、車両の削減に努めます。

(5)水質汚濁

- 1) 新海面処分場が存在することによる水質濃度の変化は、事業区域周辺にとどまるとともに、流況の変化は少ないと考えています。
また、新海面処分場の予定地については水生生物の生息域が失われることとなりますが、護岸構造を活かしてできるだけ可能な所に浅瀬を整備するなど、その生息環境の創出を図ってまいります。なお、外周護岸に被覆石や被覆ブロック、消波ブロック等を採用することにより、エアレーションによる水質改善に努めます。
- 2) 新海面処分場からの浸出水は最大で約9,000m³/日が見込まれます。これらの浸出水は埋立地内に設ける集水施設により集水し、浸出水処理施設で下水道受入基準値まで処理した後、下水処理場へ送水します。
豪雨時については浸出水の増加が予測されますが、調整池に一時的に浸出水を貯留します。この浸出水は、降雨終了後、浸出水処理施設に送水し、下水道受入基準値まで処理して下水処理場へ送水します。従って、浸出水が直接海域へ流出することはありません。
また、油の流出及び道路の表面を流れる雨水については、雨水側溝などの排水施設に適切に雨水枡を設け、道路表面のほこりやごみなどの流出を防止します。
さらに、処分場内の周回道路は路面清掃の徹底等により常に良好に保つとともに、雨水滞留がないよう路面の維持に努めます。

主な意見の要旨

(6) 土壌汚染

- 1) 埋立処分場の受入れ基準では、法的に無害なもの又は無害化したものに限るとしているが、どこでどう判断するのか。

(7) 水生生物

- 1) 東京都海面の縮小は東京湾の縮小であり、魚にとっては生きづらく、広さに応じた資源量からみても漁獲減は明らかである。
- 2) 漁業者の人たちが反対理由に掲げていた「東京内湾は漁業者にとっては生活の場であり、全ての都民にとっては最も身近な海洋レクリエーションの場としてかけがえない残された自然であり、この自然破壊は都民の生活環境を根底から揺さぶる結果となる」という問題はどうか解決されるのか。

(8) 環境全般

- 1) 影響範囲を江東区・大田区の一部にしたのはなぜか。

(9) その他

- 1) 環境影響評価の予測台数をはるかに超える実際の交通量になった場合には、その事業を見直し、やめるだけの責任をとるべきである。

見 解 の 概 要

(6) 土壌汚染

- 1) 廃棄物を新海面処分場に受け入れるに当たって、産業廃棄物については、搬入承認の際に事前審査を行い、搬入に際してはマニフェスト伝票（廃棄物の種類、排出場所等を記載）の提出を義務づけ、適正な管理を行います。

特に産業廃棄物の一部（汚泥、燃殻等）については、搬入承認の際に性状分析証明書を提出させ、搬入時に搬入廃棄物のサンプル提出を義務づけます。

なお、処分場においては一般廃棄物、産業廃棄物の目視検査、抜取検査を行い、提出されたサンプルを随時化学分析します。

同様にしゅんせつ土、建設残土についても受入れにあたっては、有害物質混入の有無等を確認できる性状分析結果の提出を義務づける等適正な管理を行います。

(7) 水生生物

- 1)～2) 事業区域及びその周辺の海域はマハゼやマアナゴ等の漁業資源生物の産卵場、幼稚仔・未成魚・成魚の生息場となっています。浮遊性または遊泳性の幼稚仔・未成魚・成魚については、回遊経路等に変化が生じ、産卵場については消滅することになりますが、新海面処分場における水生生物に対する環境保全対策としては、外周護岸の構造を活かし、護岸前面をできるだけ可能な所に緩傾斜や浅瀬として整備し、生息環境を創出するとともに、人工魚礁の設置を行うこととしています。

(8) 環境全般

- 1) 環境に影響を及ぼす地域としては工事中における大気汚染、騒音、水質の予測結果からおのおのが影響を及ぼす地域を考慮して決定しました。

(9) その他

- 1) 東京都環境影響評価条例に基づき、事業の工事中及び工事の完了後において事後調査手続きを実施し、本事業が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、その内容を検討し、適切な措置を講じます。

主な意見の要旨

- 2) これ以上処分場は造れないという認識からスタートして清掃行政を見直すべきである。
 - 3) 今後においてごみ行政のあり方を考えて頂きたい。
 - 4) 江東南部の住民は、ごみ搬入車による環境破壊や交通対策に悩まされている。こうした江東区の区民感情を考えるならば、総合的なごみ対策に努める必要がある。
 - 5) 将来のごみ問題の抜本的な改革の方向を明らかにしたうえで、都民や住民に謙虚に協力を求めることが必要である。
-
- 6) 事業系ごみを減らす何の努力をしたか。企業へのごみ減量を呼び掛けることは急務である。

見、解 の 概 要

2)～5) 東京の深刻なごみ問題を解決していくためには、ごみ減量・リサイクルの推進と「自区内処理の原則」を基本理念とした清掃工場建設が必要です。

ごみ減量を進めるため、生産・流通段階における発生の抑制、排出段階における減量と再利用の促進、さらに処理過程における再資源化の徹底に取り組んでいます。

また、ごみの減量・再利用は都民・事業者が一体となって取り組んでこそ効果あるものです。そのため、都はごみ問題の緊急性やごみ減量の必要性を訴えるために「ごみ減量キャンペーン」を実施してきました。平成3年10月には都民・事業者・行政の三者からなる東京ごみ会議で「ごみ減量化行動計画」を策定し、ごみ減量に取り組んでいます。

さらに、従来の適正処理にとどまらずごみ発生を抑制し、リサイクルを促進することが基本であるという観点から清掃条例を全面的に改正しました。

地域のごみはその地域で処理するという自区内処理の原則を基本理念とし、「清掃工場建設計画」を策定し、工場建設に積極的に取り組んでいます。

以上のような総合的な廃棄物対策を進めながら、新海面処分場の計画を進めていきます。

6) 事業系ごみは23区のごみ量の約6割を占めており、事業系ごみの減量対策が緊急かつ重要な課題です。

都としても平成3年10月以降、床面積3,000㎡以上のオフィスビル等に対して、減量・リサイクルの指導に取り組んできました。今後は、オフィスビル等について、引き続き指導を徹底して行うとともに、商店街・繁華街の小規模排出事業者のごみ減量・リサイクル対策についても積極的に取り組んでいきます。

主な意見の要旨

7) 江東区内の通過車両の交通量、低公害車導入など、将来展望を明らかにして欲しい。

8) ごみの処分場を賛成する人はいないが、なぜそういうものを江東区に持ってくるのか。

見 解 の 概 要

7) 明治通り、三つ目通り及び晴海通りの搬入車両及び交通量は以下のとおりです。

(平成12年度)

単位：台/日(往復)

道路名	搬入車両	交通量	予測地点
明治通り	580	27,900	夢の島大橋
三つ目通り	930	22,400	辰巳付近
晴海通り	380	38,000	東雲一丁目

* 交通量には搬入車両を含む

自動車から発生する排ガス対策を図ることは、社会的に強く要望されています。とりわけ、都が率先して排ガス対策に努めることは、都民の生活環境を保全するうえで最も大切なことと考えます。

清掃関係車両については、公害対策上、より有効な副室式ディーゼルエンジン車を可能な限り採用し、また、LPG車についても順次導入するなど有害ガスの低減に努めています。

また、より一層の低公害化を促進するため、メタノール車、電気自動車及び天然ガス車を試験導入し、車両性能、排出ガス及び操作性・作業性等の調査を進めています。

8) ごみの減量・再利用に取り組んだ上で、それでも出されるごみについては、生活環境保全の観点から適正に中間処理し、埋立処分することが必要であり、そのために新たな海面処分場を確保するものです。高度に過密化した内陸部にそれを建設することは大変困難であり、現処分場の沖合いにその場所を求めざるを得ない状況です。

2 対象事業の目的及び内容

2-1 事業の目的

本事業は、都内23区から発生する一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジ、しゅんせつ土、建設残土の廃棄物等の最終処分場を確保するため、「東京港第5次改訂港湾計画（平成4年5月一部変更）」に基づき、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域に埋立処分場を建設するものである。

2-2 事業の内容

2-2-1 事業の背景

東京都では、廃棄物等の最終処分場を高度に過密化した内陸部に確保することが困難なため、都内23区から発生する一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジ、しゅんせつ土、建設残土を極力中間処理したうえで海面埋立処分しており、現在は中央防波堤外側廃棄物処理場(314ha)において廃棄物等を埋立処分している。

しかし、現在の処分場は、平成7年度には処分の限界に達する見通しとなっているため、平成4年5月の東京港第5次改訂港湾計画の一部変更において、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域に新たな海面処分場(約480ha)を整備し、平成8年度から平成22年度までの概ね15年間に約12,000万 m^2 の廃棄物等を埋立処分することとして、本事業が計画されたものである。

2-2-2 事業計画

(1) 位置

対象事業の位置は図-2.2.1に示すとおりであり、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域である。

(2) 規模

ア. 面積

埋立処分面積は約480haである。

イ. 地盤高

新海面処分場の埋立地盤高はA.P.+6.0~A.P.+30.0mである。

ウ. 廃棄物等埋立処分計画

廃棄物等埋立処分計画は、表-2.2.1に示すとおりであり、平成8年度から平成22年度までの概ね15年間にわたり、一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジ、しゅんせつ土、建設残土を約12,037万 m^2 処分するものである。

表-2.2.1 廃棄物等埋立処分計画

(単位：万㎡)

種別 \ 年度	8～12 5年間	13～17 5年間	18～22 5年間	計(8～22) 15年間
一般廃棄物	1,184	1,306	976	3,466
産業廃棄物	90	100	100	290
上水スラッジ	31	35	30	96
下水スラッジ	225	250	250	725
しゅんせつ土	1,660	1,550	1,350	4,560
建設残土	900	1,000	1,000	2,900
計	4,090	4,241	3,706	12,037

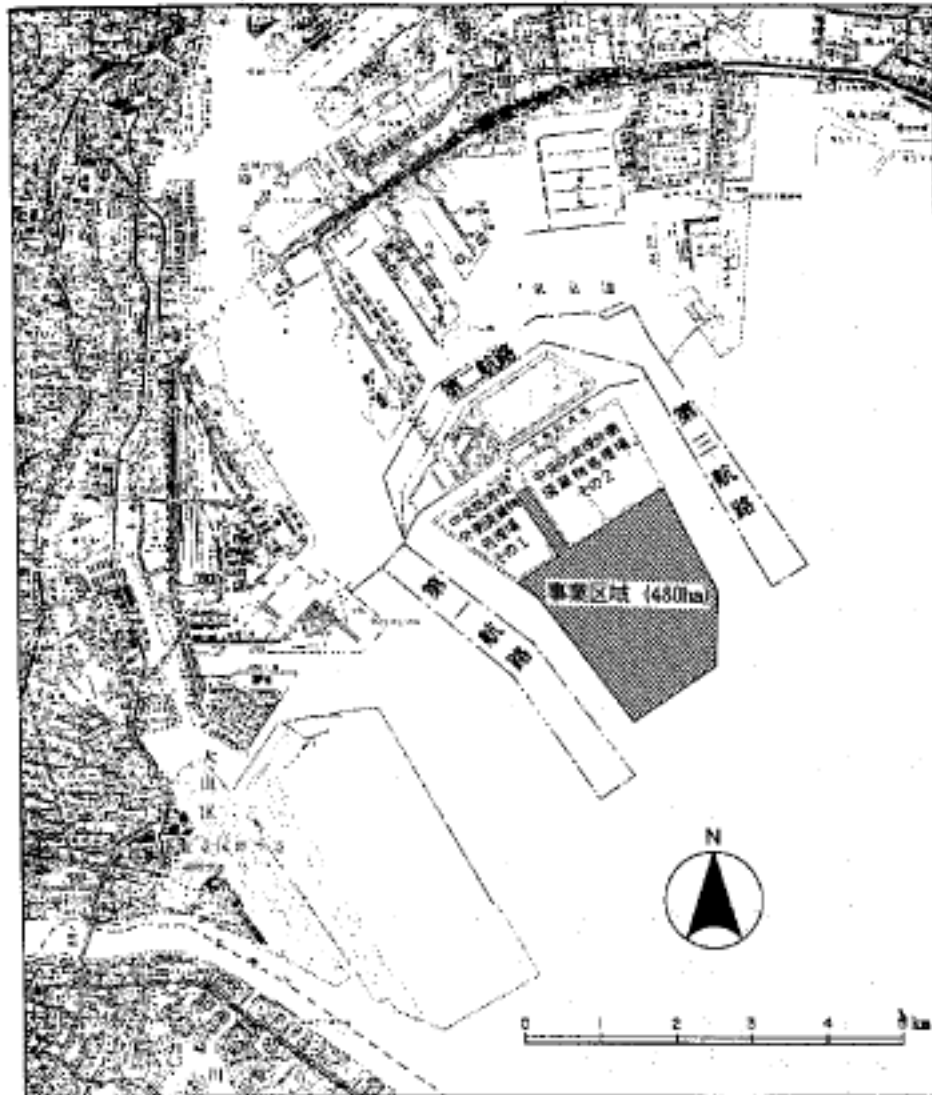


図-2.2.1 事業区域

(3) 整備計画及び工事期間

ア. 整備計画

新海面処分場の整備に当っては、平成 8年度以降の廃棄物等の処理・処分に支障が生じないように、平成 7年度に現中央防波堤外側廃棄物処理場その1及びその2地区間の水域であるAブロック、隣接するBブロック、Cブロックの護岸建設に着手するとともに、順次南側水域のブロックを建設し、埋立てを実施する。

なお、護岸建設及び埋立処分の順序はA、B、C、G、D、E、Fブロックである（図-2.2.2 参照）。

イ. 工事期間

護岸工事及び廃棄物等の埋立処分期間は、表-2.2.2 に示すとおりである。

表-2.2.2 工事期間

工事内容	工事期間
護岸工事	平成7～17年度
廃棄物等の埋立処分	平成8～22年度

2-2-3 工事計画

(1) 埋立処分場の地盤高

埋立処分場の地盤高は、東京港の朔望平均満潮位（H.W.L.）A.P.+2.1m、高潮による偏差1.9m及び隣接する中央防波堤外側廃棄物処理場の地盤高並びに新海面処分場の将来の弾力的な土地利用等を考慮し、第一航路側（西側）はA.P.+6.0m、第三航路側（東側）はA.P.+30.0mとした。

(2) 護岸工事

護岸は外海と接する外周護岸と処分場内の各ブロックを区切る中仕切護岸に分けられるが、これらの構造については水深、潮位、地質、設計震度、廃棄物等の処分計画、埋立形状等から設計条件を定め、安全性、施工性、経済性及び工事工程等を考慮し、各護岸について比較検討を行い、ケーソン式護岸（一部鋼製ケーソン含む）及び二重鋼管矢板式護岸とした。

なお、護岸構造及び施工方法の検討に当たっては、海域環境への影響に配慮し、以下に示す対策を講じた。

- ① 工事中の水質汚濁防止及びしゅんせつ土の発生量抑制を図るため、床掘量を必要最小限とした。
- ② 工事により発生するしゅんせつ土は、ケーソンの中詰材として利用するなど有効利用を図り、減量化に努めた。
- ③ 廃棄物及び浸出水が流出しないよう護岸背後に止水板等を採用した。

- ④地盤改良は、掘削及び大量の砂の投入による水質汚濁を引き起こす可能性のある置換工法を避け、地中の軟弱地盤にセメントミルクを注入・混合する深層混合処理工法もしくは砂杭を打ち込むサンドコンパクション工法を採用した。
- ⑤外周護岸の護岸構造を活かし、前面をできるだけ緩傾斜や浅瀬にすることで、水生生物の生息環境の創出に努めた。

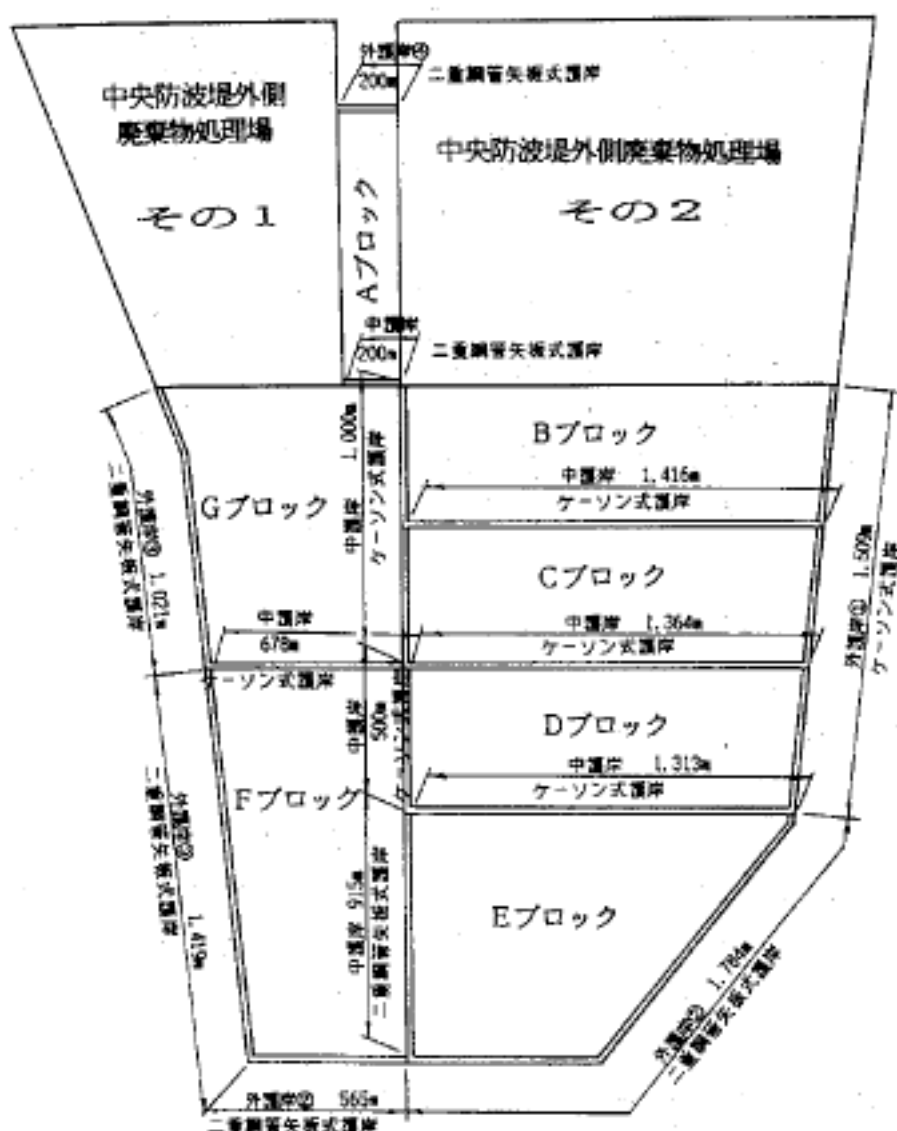


図 - 2.2.2 護岸名称図

(3) 廃棄物等の埋立処分計画

7. 廃棄物等の受入方針及び埋立基準

廃棄物等の最終処分に当たっては、廃棄物等の減量・資源化を推進し、極力埋立処分量の抑制を図るため、表-2.2.3 に示す受入方針を踏まえて行うものとする。

表-2.2.3 廃棄物等の種類別受入方針

廃棄物の種類	処 理 方 針
一 般 廃 棄 物	焼却、破砕等の中間処理を行うことを前提に、全量を受け入れる。
産 業 廃 棄 物	事業者による自己処理を原則とするが、中小企業が排出する廃棄物で、事業者責任で中間処理したものうち、公共処分場での処理が適当なものに限り受け入れる。
上・下水スラッジ	脱水、焼却等の中間処理を行うことを前提に、全量を受け入れる。
しゅんせつ土	しゅんせつ土量を少なくする構造・工法選択により発生量の削減を図るとともに、良質なしゅんせつ土については環境保全のための覆砂、浅場造成等の用材として有効利用を図り、減量化したうえで残余については全量受け入れる。
建 設 残 土	事業者による自己処理を原則とするが、まちづくりを推進するため、公共事業から発生するものを優先しつつ、一定量を受け入れる。

イ. 埋立処分計画

廃棄物等の処分は、図-2.2.2 に示したように各ブロック毎に行う計画である。

なお、A、B、C、D、Eブロックは一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジ、しゅんせつ土、建設残土を埋立処分し、第一航路側（西側）のF、Gブロックではしゅんせつ土及び建設残土を埋立処分する。

ウ. 埋立処分方法

Aブロックの埋立処分は、以下の順序で行う。

- ① A.P.+0.5m まで建設残土を護岸際から投入し、搬入用の通路として利用しながら、ブルドーザで敷き均し、埋立処分を行う。
- ② A.P.+0.5～A.P.+6.0m まで一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジをダンプトラックで運搬し、積み下し後ブルドーザで敷き均し、埋立処分を行う。

B、C、D、Eブロックの埋立処分は以下の①～③の順に、F、Gブロックの埋立処分は以下の①～②の順に行う。

- ① A.P. -4.0m までは護岸に通船口を設け、土運船によりしゅんせつ土を直接投入する。
- ② A.P. -4.0～A.P. +6.0m までしゅんせつ土は中継場所（ポケット）からポンプ船により二次送泥する。
建設残土はA.P. -4.0～A.P. +3.0m まで浮体式の足場（浮き桟橋）等を利用してダンプトラックにより薄く層状になるように撒き出して埋立処分する。A.P. +3.0m 以上は、ダンプトラックによる直接投入の後、ブルドーザで敷均す。
- ③ A.P. +6.0～A.P. +30.0m までは一般廃棄物、産業廃棄物、上・下水スラッジ、建設残土をダンプトラック等で運搬し、積み下し次第ブルドーザで敷き均しながら埋立処分する。その際、廃棄物を概ね3mの高さに処分した後、50cm程度残土で覆土を行い、悪臭やハエの発生及び浸出水発生を防止する。

なお、これらの状況を埋立地の断面図として図-2.2.3に示す。

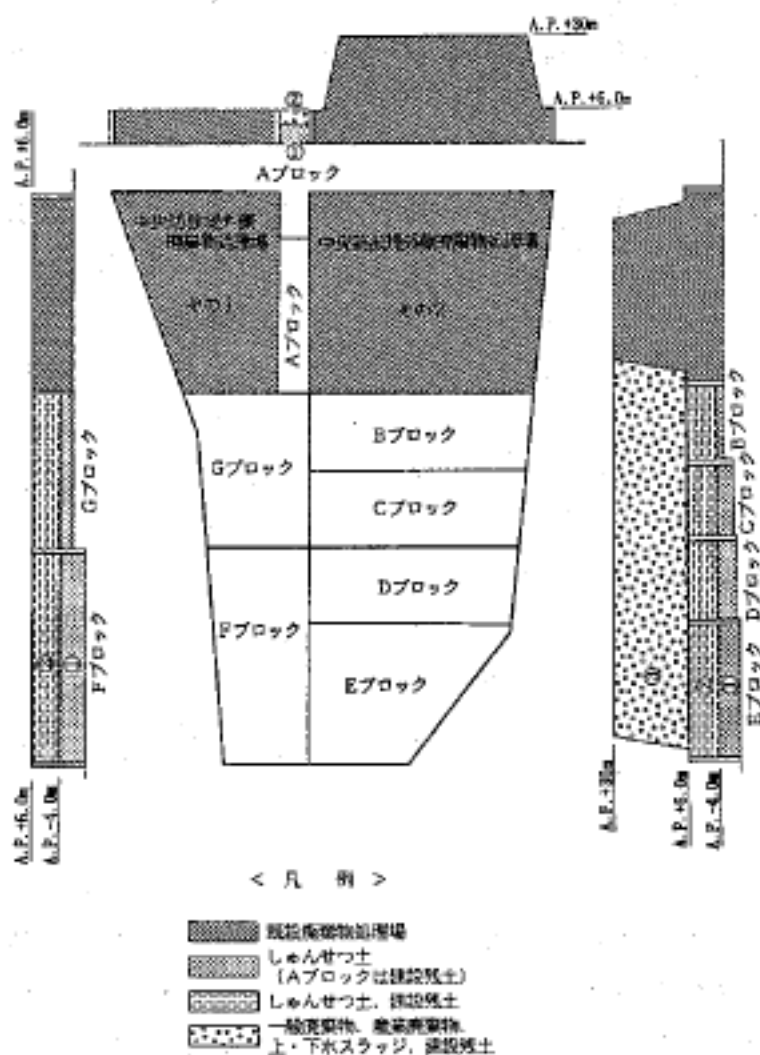


図-2.2.3 埋立地断面図

1. 廃棄物等の埋立処分に係る水質保全計画

廃棄物等の埋立処分に係る水処理対策は、しゅんせつ土及び建設残土処分時の余水処理対策と一般廃棄物等から発生する汚水処理対策とからなる。

(7) 余水処理対策

水深A.P.-4.0m以深でのしゅんせつ土の埋立処分は、護岸に通船口を設け、土運船により直接投入する。その際に発生する余水については、ブロック内での自然沈降を図るとともに、通船口には必要に応じて汚濁拡散防止膜を設置し、埋立処分に伴う濁りの外海への流出・拡散防止を図る。

水深A.P.-4.0m以浅については、土運船による直接投入が不可能なことから、あらかじめ設置したポケット内に直接投入し、その後にポンプ船により埋立地内に二次送泥する。また、建設残土については、浮き桟橋等を用いてダンプトラックにより直接投入を行う。これらの処分に際して発生する余水については、当該ブロック及び隣接ブロック等を有効活用し、自然沈降や必要に応じて凝集剤の添加等を行うことにより濁りの沈降を図るとともに、余水の排水口には汚濁拡散防止膜を設置し、濁りの流出・拡散防止を図り、環境保全に努める。

(4) 汚水処理対策

一般廃棄物等の埋立処分開始後に、主に降雨に起因して発生する浸出水については、埋立地盤周辺の集水施設により集水し、浸出水処理施設で処理を行う。浸出水処理施設は、現在の中央防波堤内側埋立地等を対象とした排水処理施設の実績を踏まえ、調整池、活性汚泥を使用した生物処理、高分子凝集剤や薬品、活性炭などを使用した物理化学処理等で構成される。この処理により浸出水は下水道受入基準値まで処理される。その後、処理水を下水処理場へ送水し、終末処理した後公共水域へ放流する。

また、周回道路上の雨水については、U字溝等により集水し、海域に直接排水する。

埋立処分完了後は、速やかに最終覆土を実施し、雨水の表面流出を促進させ、廃棄物地盤内への浸透を抑制することにより、浸出水量の減少を図るとともに、発生した浸出水は、引き続き処理していく。

2. 発生ガス対策

埋立地から発生するガスは、埋立用材中の有機性物質の嫌気性分解に伴いメタン、二酸化炭素等を主成分とするガスであり、埋立処分中さらには埋立処分終了後、長期にわたり発生する。この対策としては、埋立処分の作業中においてガス抜きパイプを設置し、埋立ての進展とともに順次継ぎ足しながら発生ガスの大気拡散を図る。

カ. 廃棄物等の輸送計画

埋立処分を行う廃棄物等の輸送計画は、表-2.2.4 に示すとおりであり、しゅんせつ土は直接水上輸送されるが、その他の廃棄物は新海面処分場まで陸上及び水上輸送（一般廃棄物・下水スラッジの一部）される。

表-2.2.4 廃棄物等の輸送計画

種 別	輸 送 計 画
一般廃棄物 産業廃棄物	陸上輸送によって直接埋立地に投入するとともに、積出基地から水上輸送し、中央防波堤内側埋立地内の揚陸施設に陸揚げ後、埋立地内に投入する。
上水スラッジ	浄水場から陸上輸送し、埋立地に直接投入する。
下水スラッジ	下水処理場から陸上搬入し、埋立地に直接投入する。ただし、森ヶ崎下水処理場からは水上輸送し、中央防波堤内側埋立地内の揚陸施設に陸揚げ後、埋立地内に投入する。
しゅんせつ土	河川のしゅんせつ土及び港湾のしゅんせつ土は水上輸送により、埋立地内に直接投入する。
建設残土	陸上輸送し、埋立地内に投入する。

(7) 陸上輸送計画

廃棄物等の陸上輸送は、平成9年度までは青海縦貫道路を通過して新海面処分場に搬入する。平成10年度以降は、東京港臨海道路の城南島区間が一部開通し、平成12年度以降はその若洲区間が供用開始することで青海縦貫道路と合わせて3ルートからの搬入が可能となり、車両数の分散が図られる（表-2.2.5 参照）。

表-2.2.5 廃棄物等の陸上輸送に係る交通量

（単位：台／日（往復））

路線	時期	平成3年度	平成8年度	平成10年度	平成12年度
	青海縦貫道路	9,858	8,758	6,993	4,550
東京港臨海道路 （城南島側）	—	—	1,095	1,115	
東京港臨海道路 （若洲側）	—	—	—	1,423	
合 計	9,858	8,758	8,088	7,088	

注) 青海縦貫道路における交通量は、護岸建設工事に係る資材搬入車両を含む。

(4) 水上輸送計画 (表-2.2.6 参照)

一般廃棄物の一部は、各積出基地や中継施設から、東京港第一航路及び第三航路を通して中央防波堤内側埋立地内に設ける揚陸施設まで水上輸送を行う。

また、森ヶ崎下水処理場からの下水スラッジについては水上輸送を行う。

表-2.2.6 一般廃棄物等の水上交通量

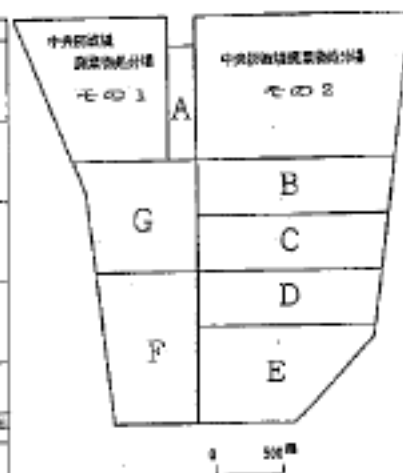
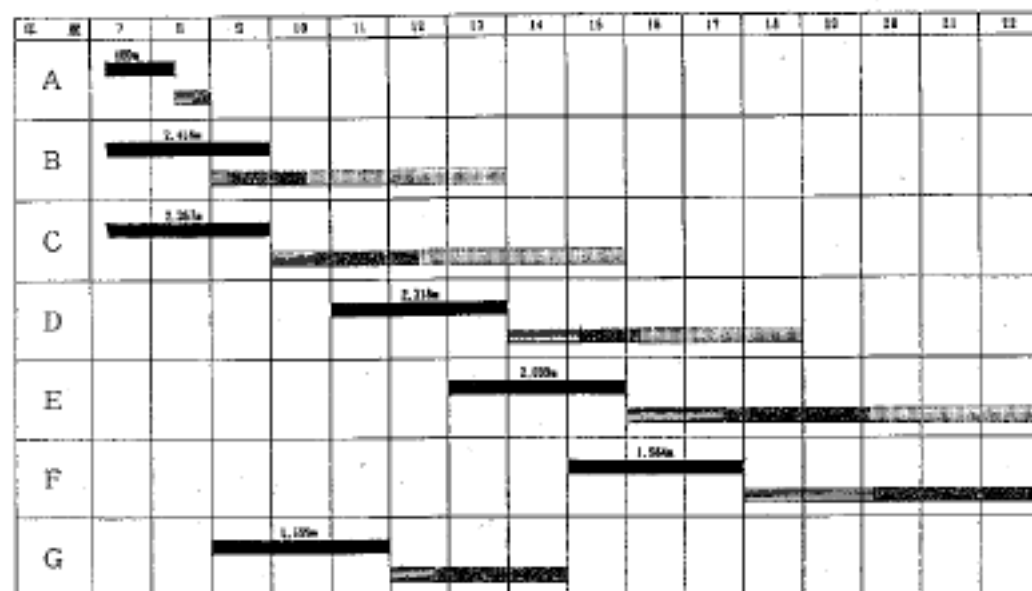
(単位：隻/日(往復))

区分 \ 年度	平成 3年度	平成 8年度	平成10年度	平成12年度
一般廃棄物	55	84	84	82
下水スラッジ	6	6	6	6
しゅんせつ土	31	25	45	43
合計	92	115	135	131

(4) 工事工程

工事工程は、表-2.2.7 に示すとおりである。

表-2.2.7 工事工程



凡 例

建設予定

既設

AP-14 区画
AP-14a ~ AP-14c
AP-14 区画以上